

令和4年11月10日
学 務 課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和4年9月2日開催の文教常任委員会において、自動車事故の発生として報告した事案について、相手方との示談交渉がまとまり、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 発生日時 令和4年8月23日(火) 午後4時20分頃
(天気: 晴れ)

(2) 発生場所 山梨県大月市大月町花咲
中央自動車道河口湖線上り大月 JCT 付近

(3) 相手方 乙 ()

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)学務課の職員が運転する区車両(小型乗用車)が、世田谷区立河口湖林間学園での打合わせを終え世田谷区役所に向かっていたところ、中央自動車道河口湖線上り大月 JCT 付近で発生していた道路渋滞に入った。その後、渋滞の中を50分ほど走行していたところ、学務課職員の前不注意により、甲車両の前に停車していた乙車両に甲車両が低速で追突した。

(5) 損傷の程度 甲 人身: なし
物損: 車両前部バンパー損傷
乙 人身: なし
物損: 車両後部ドア損傷

(6) 過失割合 甲10割・乙0割

3 相手方への損害賠償額 1,033,637円
(自動車保険により、全額補填される。)

4 専決処分日 令和4年10月24日

位置図



現場説明図

